

国立大学法人琉球大学 ジェンダー協働推進室  
令和5年度 女性教員海外調査派遣制度 募集要項

## 1 趣旨

本学は、令和元年度に文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（先端型）」の採択を受け、研究や大学運営における上位職登用に向けた女性研究者の育成と支援をおこなっている。

本制度は、女性教員を対象に、職務を一定期間免除しながら、海外へ渡航し、国際的な研究機関において研究及び組織運営に関する調査に専念できる環境を提供し、係る費用の全額または一部を補助するものである。本事業をとおり、女性教員の研究力向上を支援するだけでなく、将来リーダーとして大学を牽引し得るグローバルな視点を持つ人材を育成し、キャリアアップと上位職登用を推進する。

## 2 申請資格・要件

本制度を利用できる女性教員は、次の資格・要件を全て満たしているものとする。

- (1) 准教授・講師・助教の職にあるもの（特任教員及び特命教員を除く）。
  - (2) 本学における在職期間が継続して3年を超えること。
  - (3) 本制度を利用後、5年以上本学で勤務することができること。
  - (4) 所属する部局等の長（所属長）が承諾すること。
  - (5) 海外の教育研究機関等での研究又は学術調査に充てること。
- 加えて、当該機関において組織運営について学ぶ機会を計画に含むこと。

## 3 利用期間

- (1) 採択後から令和6年3月31日までの1か月以上6か月以内の継続した期間とする。
- (2) 渡航前の準備・調査期間として沖縄県外かつ日本国内での滞在を必要とする場合は、制度で保証する期間の内2週間以内とする。ただし、その場合は本制度の趣旨に合う滞在期間であることを証明する資料の提示を求められることがある。

## 4 採択人数

1名

## 5 制度利用期間中の措置

- (1) 本制度の利用が決定された利用者については、本制度の利用期間中その職務の全部又は一部を免除する。
- (2) 利用者の所属する部局に対しては、本制度利用中の教育に支障のないよう、予算の範囲内において、代替非常勤講師雇用に係る経費（およそ1科目16回分×4科目以内又は2科目64回分）を措置する。

## 6 補助額等

- (1) 制度利用期間中、受入先機関までの往復交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）及び滞在費を含め、研究活動のために必要となる旅行に対し、係る外国旅費として本学の旅費規程に準じ20万円を上限に補助する。なお、その際にかかる経費は精算払いと

する。

- (2) 受入先機関から請求される場合に限り、ベンチフィーとして50万円を上限に補助する。
- (3) 代替非常勤講師雇用に係る経費は70万円を上限とする。必要に応じて代替非常勤講師を県外から招へいすることも可能だが、招へいに係る旅費（交通費・滞在費等）は雇用に係る経費上限額に含むものとする。

※ 応募状況や予算に応じ、上記補助額を満たさない場合がある。

※ 本事業による旅費等に不足額が生じた場合、他の研究費等と合わせて利用することができる。

## 7 制度利用期間中の利用者の身分等

- (1) 本制度の利用期間中は、本学の教員としての身分を有する。
- (2) 本給及び支給要件を満たす手当のみを支給し、その支給割合は、100分の100とする。

## 8 申請方法

本制度の利用希望者は、以下の書類を各部署総務担当係まで提出する。各部署総務担当係は、利用希望者から提出された書類を応募締切の期日までにジェンダー協働推進室に提出する。なお、申請に当たっては、職務の代替又は支援措置等をあらかじめ所属する部局内で調整しなければならない。

- (1) 令和5年度女性教員海外調査派遣制度 利用申請書
- (2) 研究業績【様式1】
- (3) 受入先機関の内諾を得たことが分かるもの
- (4) 令和5年度女性教員海外調査派遣制度 所要見込額【様式2】

## 9 応募締切

令和5年10月10日（火）午後5時必着

## 10 提出先

ジェンダー協働推進室

## 11 選考方法

申請書類をもとに、研究または調査活動の計画及び期待される効果、推進室が主催する事業への参加・協力の実績、これまでの研究業績、学内の役職や委員等への任命状況を参考に、「国立大学法人琉球大学女性教員海外調査派遣制度利用者選考基準」に沿い、慎重かつ厳正な選考及び面接を実施する。

なお、申請が多数の場合には、機会の平等性を期すため過年度における同事業の未採択者、または本事業における女性上位職登用推進の観点から、より上位の職位を優先することがある。

## 12 決定及び通知

令和5年10月下旬頃（予定）

### 1 3 留意事項

- (1) 本制度の利用期間が終了した利用者は、遅滞なく通常の職務に復帰しなければならない。また、利用期間が経過した日から30日以内に「令和5年度 女性教員海外調査派遣制度利用報告書」をジェンダー協働推進室まで提出しなければならない。
- (2) 本制度はサバティカル制度の要素を備え、職務を一定期間免除し、研究及び調査に専念することを前提としている。そのため、制度利用期間中の職務（講義、委員会、入試業務等を含む）の代替等については事前に調整すること。
- (3) 利用者は、やむを得ない事情により、許可を受けた申請書の内容を変更する場合には、所属する部局及びジェンダー協働推進室へ速やかに連絡すること。
- (4) 本制度の利用期間中に発生した、知的財産権に係る事項については、国立大学法人琉球大学職務発明等規程に準じて、発明等届出書を提出すること。
- (5) 利用者は、ジェンダー協働推進室が実施する報告会において、本制度利用における成果等報告をおこなう。加えて、組織運営に関する調査の結果については、後日ジェンダー協働推進室が書面または対面により、詳細な情報を求めることがある。また、ジェンダー協働推進室が行うその他事業等へ積極的に参加・協力することが求められる。
- (6) 組織運営に関する調査については以下の項目を参考に計画すること。なお、これらの調査は自身の所属する部局や大学全体の運営に寄与するものとし、ジェンダー協働推進室の活動に対する調査ではないことに留意する。調査にあたってはグッドプラクティスだけでなく、問題や課題等についても併せて調査することが求められる。

(例)

- ・ダイバーシティに関する取組
- ・女性研究者の採用や登用等、人事マネジメントの仕組み
- ・特色ある教育や教育システム、次世代育成に係る取組
- ・組織構築や運営体制                      ほか

**【問い合わせ先】**

ジェンダー協働推進室（長嶺・西平）

T E L : 098-895-8675（内線：8675・2675）

E-Mail : gender@acs.u-ryukyu.ac.jp